



これが労働協約の意義だ！

労働組合だからこそ勝ち取れた成果！

宿泊料の定額支給を取り戻すことに成功！

起 組合員の声

ある箇所で、箇所独自の通達により宿泊料が改定される事象が発生しました。

2021年9月10日 - 宿泊料の実費精算について

宿泊費は原則として「素泊まり 7,000 円（税別）」までの現金立替とする。



組合員 A さん

本社をはじめ他の箇所は定額 13,000 円をもらっているのに、うちだけ実費精算っておかしくないですか？

承 労働協約の確認

労働条件に関する協約第 416 条（宿泊料）

会社は、組合員が宿泊料金の支払いを要する宿泊施設（以下「旅館等」という。）に宿泊した場合に、国内は一泊当たり 13,000 円、海外は実費を宿泊料として支給する。ただし、会社が経費を負担して宿泊した場合は、宿泊料を支給しない。

POINT 労働協約とは

労働組合単位で会社と締結したものであり、就業規則や諸規程よりも優先します。

社友会のような労働組合以外の組織が締結することはできません。

転 申し入れの提出

2023年10月20日 - 労働条件に関する協約の遵守を求める申し入れ

- ・宿泊料の実費精算に関する連絡文書が発出された経緯・経過を明らかにすること。
- ・安心して働ける職場と風通しの良い職場を構築するため、労働条件に関する協約を遵守すること。

結 連絡文書の発行

2023年12月1日 - 宿泊料の取扱いについて

宿泊料は、一泊あたり 13,000 円の支給が原則であることを徹底すること。



私たち JR 東労組の原点は職場の声です！

JR東労組とともに安心して働ける・働きがいのある職場を作りましょう！